

**台湾交通部觀光署**  
**国外大型定期客船來台獎勵助成金申請書**

申請日(西曆)：20\_\_\_\_(yyyy)/\_\_\_\_(mm)/\_\_\_\_(dd)

**客船会社**

会社名			
責任者		電話	
職名		E-mail	
住所			
※ 客船会社の登記証明書コピー、または国外主務機関が認可した外国籍及び中国大陸（香港及びマカオを含む）の大型定期客船会社の証明書類を添付してください。			

代理申請する海運会社（客船会社が直接申請書類を提出する場合は、この欄の記入は不要です。）

会社名			
担当者		電話	
職名		E-mail	
※ 客船会社の委任申請証明書（原本）を添付してください。			

**客船情報**

客船名	
船舶の国籍	
乗船旅客予	

定人数	
<p>□本奨励助成金を申請する航海は、企業や旅行会社のチャーター一船ではありません。(ご確認後、チェックを入れてください。)</p> <p>(本奨励助成金の申請条件として、チャーター一船による来台航海は対象外です。)</p>	
<p>航海地：</p> <p>➤ 航路説明： _____ (書類添付可)</p> <p>➤ 台湾に寄港する航路説明：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入国港 Arrival Port: _____</li> <li>入港日時(ETA)： _____ / _____ / _____ ; _____ : _____ (年/月/日; 時間)</li> <li>出港日時(ETD)： _____ / _____ / _____ ; _____ : _____ (年/月/日; 時間)</li> <li>● 出国港 Departure Port: _____ ; □入国港と同様</li> <li>入港日時(ETA)： _____ / _____ / _____ ; _____ : _____ (年/月/日; 時間)</li> <li>出港日時(ETD)： _____ / _____ / _____ ; _____ : _____ (年/月/日; 時間)</li> <li>● その他途中寄港する港： □なし □あり、下記に記入してください。寄港地名： _____</li> </ul>	

入港日時(ETA)： \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ ; \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ (年/月/日; 時間)

出港日時(ETD)： \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ ; \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ (年/月/日; 時間)

寄港地名： \_\_\_\_\_

入港日時(ETA)： \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ ; \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ (年/月/日; 時間)

出港日時(ETD)： \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ ; \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ (年/月/日; 時間)

※ 船舶の国籍/登記証明書コピー、または、国外主務機関が認可した外国籍の大型定期客船会社に関する書類を添付してください。

※ 船舶登記証明書に記載されている会社が客船会社名と異なる場合、客船会社は、当該船舶会社が客船会社の傘下社である証明を書面にて提出してください。

奨励助成金申請の見積もり及び経費の使用方法について

本航海が台湾の港に停泊する時間数：(チェックを入れてください。)

12時間以内...助成金は最高7,500米ドルまで。

12時間以上...助成金は最高15,000米ドルまで。

経費の使用方法： \_\_\_\_\_

※ 執行計画書には、執行方法や日時、場所/ルート、ターゲット

とする客層、経費見積書（経費の支出項目及び予算）を明記し、添付してください。

本申請は、本年度の客船会社第\_\_\_\_\_航海に係る助成金申請です。

申請機関は、以下の内容をよく読んでから署名・捺印してください。

1. 上記各欄に記載された事項は、事実と相違ありません。
2. 申請書に記載漏れがないかを確認後、客船が台湾の港に最初に到着する二ヶ月前までに申請書類一式を提出してください。
3. 奨励助成金の航海は、本署の特別な同意がない限り、当署が提供する他の助成プログラムまたは販売促進プログラムなどと重複して申請することはできません。
4. 申請機関は、本署が実施する審査に必要な全ての書類を提出する義務があり、本署は申請書類を拒絶或いは受理する権利を有するものとします。
5. 同一の客船会社による奨励助成金の申請は、一年につき（当年1月1日～12月31日まで）計15航海までを限度とします。
6. 本申請（初回申請）が本署の審査を通過した場合、客船会社は規定により台湾の港を離れてから三ヶ月以内に、支払経費の明細書を添えて助成金交付申請書（二次申請手続き）を提出してください。所定期間内に二次申請をしなかった場合は、助成金申請を放棄したものと見なされます。

申請機関の署名/捺印：

日付：

海外事務所による審査及び評価：

- 申請条件及び書類は全て規定を満たしているので、本署審査へ転送します。
- 追加書類や補足説明が必要です。申請機関は所定期間内に提出してください。その後本署審査へ転送します。
- 申請は受理できません。申請機関に書類を返却します。  
不受理の事由： \_\_\_\_\_

海外事務所の署名/捺印：

日付：

本署の審査結果：

- 本申請に同意し受理します。
- 本申請は同意できません。不受理の事由： \_\_\_\_\_

本署業務機関の署名/捺印：

日付：